

報告第28号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月1日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和3年10月29日	72,205円	足立区梅島 在住者	令和3年5月10日午後6時25分頃、歩道上を自転車で走行していた相手方は、こども支援センターげんきの駐車場前を通過しようとした際、職員が運転する自転車が当該駐車場から歩道に向かって進行していることに気づき、停止したことで、体勢を崩して転倒し、怪我を負った。